

# ◎お振り込みご案内

## 1 代金支払い

- 研磨済刃と一緒に納品・請求書と払込取扱票を同封して発送致します。払込取扱票での振込みの場合、代金は、郵便局にてお振り込み下さい。
- 納品日から2週間以内に送金して頂ければ幸いです。払込取扱票には、必要事項は、印字済みです。
- 口座間 支払いもごさいます。

## 2 インボイスについて

- 弊社は、免税事業者です。インボイス制度の登録はしておりません。1990年頃事業がスタートしました。パソコンもMS-Dosの時代で消費税率も3%でした。研磨代金は、税込み(内税)750円(本)でした。諸物価が値上がりした現在も、そして税率が10%の現在でも代金は据え置きのままでした。
- 時代も変わり、インボイス制度の時代になりました。請求書もお客様の経理処理に適応出来る判りやすい書式が求められます。これら、時代の要請に伴い弊社の請求金額を10月1日より内税から外税にして代金合計並びに消費税額を明記。そのため研磨代金も改定し [(研磨@700円 × 本数)] + [郵送事務処理費200円] + [消費税]とさせていただきますので悪しからずご了承下さい。免税事業者からの仕入れについては各減免制度がありますのでご活用頂ければ幸いです。
- ①お客様が免税事業者様、又は簡易課税制度を利用の場合:ほぼ従来通りの経理処理
- ②お客様が課税事業者であり、取引額が、1万円未満の場合 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。(経過措置) (使用条件あり-売上額)原則として研磨本数が12本以下の場合、1万円未満です。13本以上で取引額が1万円を超える場合、お申し出により複数取引にすることも出来ます。
- ③お客様が課税事業者であり、上記以外の場合、8割 控除 特例(経過措置)  
免税事業者からの仕入れでも控除を受けられる6年間の経過措置があります。  
令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間は、仕入税額相当額の80%控除  
令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間は、仕入税額相当額の50%控除

## 3 それぞれの送金支払い方法について

### ◎銀行間ネット送金

- 2022年以降も 変わりません。請求金額に振込み料金含まず、また払込取扱票の発行は致しておりません。

- ゆうちょダイレクト:ゆうちょ口座同士 \*\*\*ネットバンキング:各銀行口座から ゆうちょ口座へ振替・振込

### ○振込先口座のご案内

ゆうちょ銀行:金融機関コード :9900

詳細は、納品・請求書に記載しております。

- ゆうちょでの 青色 払込取扱票での振込みです。(5万円以下)
- 弊社発行 請求金額記載済み、青色 払込取扱票での振込み、請求金額に振込み料金は、含まれておりません。
- ゆうちょATM,窓口でのお支払いは、請求金額、プラス 振込み料金を準備されて下さい。

### ○ゆうちょATM,窓口でのお支払い。4パターン

ゆうちょの場所	方法	振込み料金
ATM	口座支払い	152円
ATM	現金支払い	262円
窓口	口座支払い	203円
窓口	現金支払い	313円

- 口座支払いとは、ゆうちょの通帳・ゆうちょカードでのお支払いです。
- 上記、ゆうちょ手数料区分は、2022年 1月17日より実施されております。

### ○その他

- 払込取扱票によらない、口座への送り込みを新たに、ご希望の方は、その旨を記載して研磨の発注をなさして下さい。払込取扱票の発行は、致しません。
- これまで口座間振り込みをされているところは、払込取扱票の発行は、致しておりません。

### 追記

上記の事項は、ゆうちょ銀行の料金改定とインボイス制度に伴うものです、各位のご理解をお願い申し上げます。